

大磯町第4次行政改革大綱

大 磯 町

目次

はじめに	1
体系図	2
1 目標期間	3
2 基本事項	3
3 推進事項	3
(1) 町民本意の質の高い行政サービスの推進	3
① 質の高い行政サービスの提供	3
② 行政情報化の推進	3
(2) 町民に開かれた透明性の高い行政の推進	3
① 協働のまちづくりの推進	3
② 行政情報の共有化	3
(3) 簡素かつ効率的な行政の推進	4
① 事務事業の見直し	4
② 組織・執行体制の見直し	4
③ 職員定員及び給与の適正化	4
④ 人材の育成・確保	4
⑤ 財政の健全化	5
4 実施計画	5
5 進行管理	5
6 本計画の位置づけ	5

はじめに

平成 12 年に地方分権一括法が施行されて以来、三位一体の改革や地方分権改革推進法等の施行に伴い、地方自治体は徹底した行財政改革を進め中央への依存から脱却して自らの地域のことは自らの意志で決定し、その財源・権限と責任を自らが持つ「地域主権型社会」に対応した行財政システムを構築することが求められています。

本町においては、社会経済情勢の変化により複雑多様化する行政需要に対処するため、昭和 62 年に第 1 次行政改革大綱を策定、以来 2 回にわたり改定を加えて徹底した行財政改革に取り組んで参りました。

特に、平成 15 年度を始期とし今年度計画期間が終了する第 3 次行政改革においては、事務事業の見直しに加え、職員数の削減や職員給与の引き下げ等人件費を大幅に圧縮する等により、5 ヵ年累計で約 24 億円近い成果を上げております。

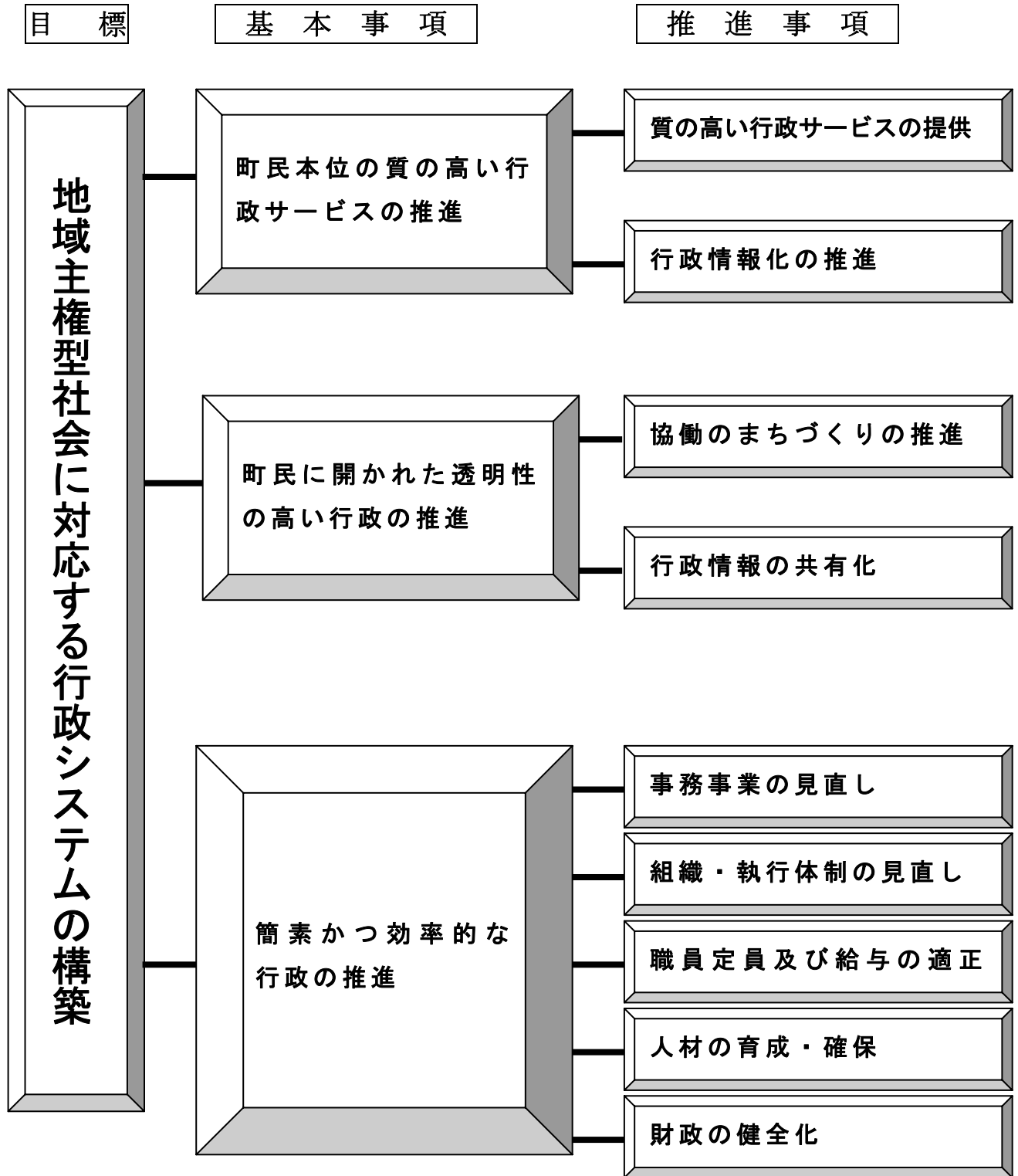
しかし、少子高齢化や環境対策等の重要課題に対する行政負担はますます重くなり、一方、生産年齢人口の減少等により収入の根幹をなす町税収入の伸びは今後とも期待出来ないため、人材・財源の限られた本町において、行財政運営はさらに厳しさを増すものと予想されます。

このような状況ですが、総合計画事業の着実な推進により、本町の将来像である「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」を目指し、“元気な大磯”を実現することは私たちの責務であると考えます。

このため、第 4 次行政改革大綱を策定して引き続き積極的な行財政改革を推進し、地域主権型社会に対応した持続可能な行財政システムの構築を図ります。

平成 20 年 2 月 12 日 大磯町長 三好正則

体 系 図



1 目標期間

平成 20 年度から平成 22 年度の 3 ヶ年を目標期間とします。

2 基本事項

- (1) 町民本位の質の高い行政サービスの推進
- (2) 町民に開かれた透明性の高い行政の推進
- (3) 簡素かつ効率的な行政の推進

3 推進事項

(1) 町民本位の質の高い行政サービスの推進

多様化する町民のニーズを把握し、そのニーズに的確に対応できる行政運営に努め、町民の立場に立った行政サービスを推進します。

① 質の高い行政サービスの提供

町民ニーズを的確に把握して事業の優先順位を見極め、限られた人的資源、財源を有効に活用して、最小の経費で質の高い行政サービスの提供に努めます。

② 行政情報化の推進

庁内 LAN（情報通信網）やインターネットを活用し、各種情報システムの整備等を引き続き進めるなど、I T（情報技術）を積極的に活用して行政の情報化を推進し、町民サービスの向上、行政運営の簡素化及び効率化を図ります。

(2) 町民に開かれた透明性の高い行政の推進

地域主権型社会は、町の自己決定、自己責任が大幅に拡大するため、これまで以上に町民との協働による施策の展開が重要となります。このため、町民との情報の共有や、政策の形成及びその決定過程の透明性向上を図ります。

① 協働のまちづくりの推進

全町民が問題を共有し、共通の理解のもと、町民と行政が共通の目標を持ち、パートナーとしての相互理解を深める中で、ともに地域生活を作り上げるという考え方に基づく協働のまちづくりを推進します。

② 行政情報の共有化

協働のまちづくりを進めるうえで重要なことは、行政運営における様々な課題や地域の実情等、町民と行政の情報を相互が正しく認識する必要があります。

そのためには、町政に関する幅広い情報を様々な情報通信手段を活用して分かりやすく町民に提供し、又情報公開制度を適正に運用して行政情報の透明性を高め、さらに、対話

集会、町民参加型ワークショップ及びパブリックコメント等を積極的に活用して、町民と行政との情報の共有化に努めます。

(3) 簡素かつ効率的な行政の推進

サービス精神と経営感覚に立脚し、簡素かつ効率的に事業を行い、その成果を重視するとともに、町の実情に応じて創意工夫を講じ、より総合的な行政サービスと施策展開を図ります。

① 事務事業の見直し

ア 行政の関与の妥当性や必要性、受益と負担の公平性及び行政の効率性や有効性等を十分検証し、政策体系全体の目標達成や優先度評価により一層の事務事業の整理合理化を図ります。

イ 事務手続きの簡略化に努めるとともに、行政運営の効率化や町民サービスの向上のため、外部機関による事業仕分け等を活用して事務事業を精査し、民間委託や民営化が適当なものについては計画的に委託民営化を推進します。また、ごみ処理業務等、広域化の方向性が示されている事務事業は、積極的に推進します。さらに消防業務等の可能な他の事務事業についても、広域化に向けて研究を進めます。

ウ 補助金等の交付事業は「補助金等基本指針」等に基づき、引き続き適正化に努めます。

② 組織・執行体制の見直し

ア 少子高齢化、情報化、環境対策等社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や町民の複雑・多岐にわたる行政需要に的確に対応した施策を、総合的かつ機能的に展開できるよう必要に応じて組織・執行体制の見直しを図ります。

イ 組織・執行体制の見直しに当たっては、事務事業を円滑に進めることができる簡素で効率的なものとするとともに、審議会等についても合理化を図ります。

ウ 新たな公共施設の整備は、将来にわたる維持管理負担の発生等により財政の更なる硬直化を招くため、既存施設の改修等によりできる限り有効活用を図り、また施設の役割や維持管理方法等を多角的に検討し、サービスの向上と運営の効率化に努めます。さらに、施設配置の適正化についても研究します。

③ 職員定員及び給与の適正化

ア 「第2次大磯町定員適正化計画」を踏まえ、行政需要の変化等も勘案しながら職員定員の適正化に努めます。

イ 職員給与については、国、県及び類似団体等の動向を踏まえ、適正な給与水準の維持に努めます。

④ 人材の育成・確保

ア 「大磯町人材育成基本方針」に基づき、人事管理の適正化、職員研修の充実及び職場環境の改善を推進し、地域主権型社会に適応し得る人材の育成を図ります。

イ 「第2次大磯町定員適正化計画」を踏まえ、長期的視点に基づき多様な雇用形態を活用することにより、人材の確保に努めます。

⑤ 財政の健全化

ア 大磯町財政健全化計画に基づき、予算の厳正な執行を図ります。

イ 地方税の徴収率の向上を図るとともに、その他の収入についても受益者負担の適正化等により自主財源の確保を図ります。

ウ 財務諸表や財政健全化法による財政指標等を総合的に把握・分析し、財政運営の健全性の確保を図ります。

4 実施計画

大綱の目標を達成するため、推進事項に基づく年次別の具体的な取り組み内容を示した実施計画を策定します。

この改革・改善目標はできる限り数値目標とし、計画内容は広報やホームページ等を通じて町民に分かりやすい方法で公表します。

5 進行管理

実施計画は計画的に進行管理を行い、進捗状況を広報やホームページ等を通じて町民に公表します。

6 本計画の位置づけ

